

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

山陽小野田市水道事業管理者 あて

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印（実印）

※代表者の自署の場合は、押印省略可

山陽小野田市水道局物品の調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領別表指名停止措置基準第12号から第18号までに該当しないことを誓約します。

また、入札参加資格取得後においては、同基準第12号から第18号までに該当する行為を行わないことを併せて誓約します。

山陽小野田市水道局物品の調達等入札参加資格者に係る指名停止措置要領別表指名停止措置基準抜粋（暴力団排除）

- 12 役員等又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する者（以下「暴力団員」という。）又は暴力団の構成員ではないが、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者及び暴力団に資金や武器を供給するなどして、その組織の維持、運営に協力し若しくは関与する者（以下「暴力団準構成員」という。）であるとき。
- 13 役員等が業務に関し、不正に暴力団又は暴力団員及び暴力団準構成員（以下「暴力団関係者」という。）を使用したと認められるとき。
- 14 役員等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団又は暴力団関係者に対して金銭、物品その他財産上利益を不当に与えたと認められるとき。
- 15 役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 16 役員等が、暴力団又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 17 水道局が発注する物品の調達等において、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、下請契約を締結したとき。
- 18 水道局が発注する物品の調達等において、暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等と知りながら、資材・原材料等の購入、機材等の借入れ、又は産業廃棄物処理施設の使用をしたとき。

注 申請時においては、第12号から第16号までの規定中「役員等」とあるのは「申請者、申請者の役員及びその支店又は営業所（常時、物品の調達等の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者」と、第12号中「有資格業者」とあるのは「申請者」と、第13号中「使用した」とあるのは「使用している」と、第14号中「与えた」とあるのは「与えている」と、第15号中「使用人」とあるのは「申請者の使用人」と、第17号中「を締結した」とあるのは「を締結している」と、第18号中「をした」とあるのは「をしている」と読み替えるものとする。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。